

地域農業 応援

取扱期間:令和4年11月1日(火)~令和5年1月31日(火)

2022 冬の農業応援定期貯金

募集総額

30億円

★スーパー定期貯金(1年もの)

〈対象〉

- お預け入れ金額30万円以上2,000万円以内
- 当JAの組合員(新規加入者・同一世帯家族を含む)に限ります。
- 新規預入資金(※)でお預けいただく個人の方に限ります。
(※)新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。
振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。

適用金利

0.05%

うれしい!特典

ご契約金額 100 万円以上の方

農協商品券 500円券

すかなごっそ(農産物直売所)、支店前直売所等で使用できる
農協商品券(500円券)を100万円毎に1枚プレゼントいたします。

最高で

10,000
円分

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

JAよこすか葉山

武山支店 TEL.856-2111

長井支店 TEL.856-1039

北下浦支店 TEL.848-0611

くりはま支店 TEL.835-0555

衣笠支店 TEL.852-0428

大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111

【商品の概要】



商 品 名	●農協全国商品券付きスーパー定期貯金＜単利型＞
取 扱 期 間	●令和4年11月1日(火)から令和5年1月31日(火)まで なお、募集総額に達した場合や、金利情勢が大幅に変化した場合には取り扱いを終了させていただきます。
募 集 総 額	●預入総額 30 億円
ご 利 用 い た だ け る 方	●個人の方に限ります。 ●当 JA の正組合員、准組合員（新規で加入者含む）に限ります。 ※組合員とは、定款・規約 第3章 第12条に掲げる個人の組合員とします。 ※同一世帯家族を含みます。
期 間	●1年の定型方式 ●自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
預 入 方 法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入条件	●一括預入 ●30万円以上 2,000万円以内（お一人様合計 2,000万円を限度とします。） ●1円単位 ●新規預入資金(※)でお預けいただく定期貯金に限ります。 （※）新規預入資金とは、当 JA 本支店以外からのお預入資金です。 振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適用金 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●預入時の利率 0.05%を満期日まで適用します。 ●自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	――
付 加 で き る 特 約 事 項	●総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率 × 50%
貯 金 保 険 制 度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク対策室(電話：046-838-5027)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
そ の 他 参 考 と な る 事 項	●継続を停止した場合の満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 (特典について) JA農産物直売所およびAコープ各店舗等で使用できる商品券を、本定期貯金ご契約額100万円毎に500円分お渡しします。 (例：ご契約額299万円の場合、お渡しする商品券は1,000円分となります) (商品券のお渡し方法について) ・本定期貯金をご契約時にお渡しいたします。

©よりぞう